

甲第153号証



に必要な措置を講ずるよう指示等をすべき会社に対する監督注意義務を負う旨を判示しています。

これは、商事部として会社の経営判断を扱うことの多い東京地裁民事八部ならではの視点だと思います。経済産業省の東京電力改革・工口問題委員会による「東電改革提言」によると福島第一原発事故によって東電の負う賠償費用等が一一兆円にのぼるとの目積もられており、東電は企業としての存続の危機に直面しています。取締役としては、企業の存続の危機に陥りかねない事故を防止するための義務を負うのは当然だといえます。

⑤ 監督注意義務違反についての判断枠組み

以上から、本判決は、原発事業者の取締役であつた被告らが、最新の科学的、専門技術的知見にもじづく津波によつて福島第一原発が過酷事故を起つすおそれを認識し、または認識し得た場合に、その津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずるよう指示等をしなかつたと評価できることには、監督注意義務違反があつたと認められるという判断枠組みを提示しました。

2

原発事故の被害についての主張立証

原告らは、原発事業者の取締役らが原発の安全確保について高度な注意義務を負うとした裁判官に

理解してもらうためには、原発事故による被害を知つてもらうことが重要であると考え、原発事故による被害について主張立証を重ねました。

福島第一原発事故の数十年前から、国内外で原発事故は甚大で深刻な被害をもたらすことが予測されていました。さらに一九八六年に起きた切尔ノブイリ原発事故では、実際に放出された放射性物質が人々を被はくさせ、広範囲の地域を人の住めない地域としました。つまり、福島第一原発事故前に関する、原発事業者の経営陣は、原発の安全確保について極めて高度な注意義務を負つていたことを主張立証しています。

加えて、福島第一原発事故によつて生じた甚大な被害についても主張立証しました。

本判決では被害について触れられてはいませんが、これらの主張立証が上記の歴史的判示部分を導く根拠となつたのではないかと思います。主な主張立証を振り返ります。

① 双葉病院事件——避難の過程で命を奪われた

双葉病院事件は、福島第一原発事故からの避難の過程で、入院患者ら四四名もの命が奪われてしまつた事件です。

双葉病院事件の詳細は、東電元役員らの強制起訴事件で明らかになりました。東電株主代表訴訟では、強制起訴事件で取り調べられた双葉病院の看護部長、ケアマネジヤー等の証言や、自衛隊員等の供述調書を取り寄せることができ、証拠として提出しました。

以下、明らかになつた双葉病院事件について述べます。

双葉病院は、福島第一原発から南西に約四・五キロの至近距離に位置し、一〇一年三月一日の時点では寢たきり状態の高齢患者ら二三八人が入院し、隣接する系列の介護老人保健施設「ドーヴィル双葉」にも入所者が九八人いました。

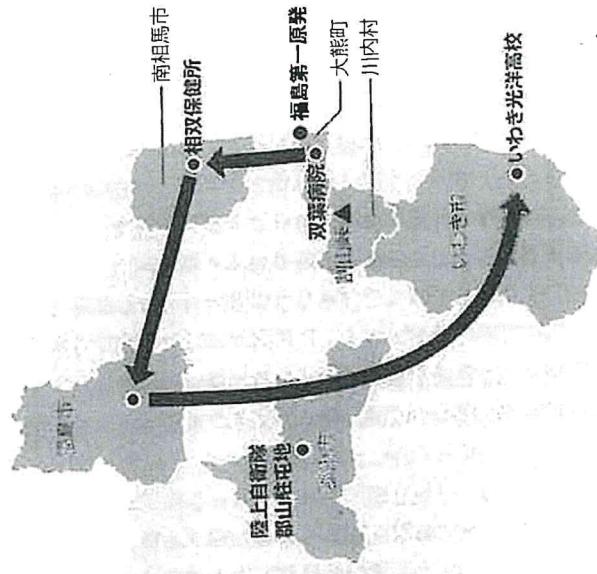
三月一日早朝に原発の半径一〇キロ圏内に避難指示が出され、午後二時頃から、双葉病院の入院患者のうち二〇九人がバスに乗せられ避難しました（第一陣避難）。その他の患者一一九名とドーヴィル双葉の入所者九八名が取り残されました。

三月一日午後三時頃に自衛隊は双葉病院に残された患者らの救出のために郡山駐屯地を出発したもので、午後三時三〇分頃に1号機が爆発したため、タイベックストップなどの放射線防護の装備が必要となり、駐屯地へ戻らざるを得ませんでした。

三月一四日午前〇時頃にようやく放射線防護を整えた自衛隊が郡山駐屯地を出発し、午前四時頃に双葉病院に到着しました。午前一〇時三〇分頃までには患者らを乗せたバスを相双保健所へ向けて出発させました（第二陣避難）。双葉病院には寢たきり患者ばかりで福島県が用意したバスに全員を乗せることができませんでした。

第二陣の避難で出発したバスは、普段なら三〇分ほどで到着するところを約一時間三〇分もかかって、正午頃に相双保健所に着きました。保健所に到着後、原発事故の混乱で行先が決まらず、患者らはバスに乗つたまま待機していました。午後三時頃にいわき光洋高校へ移動することになり、出発し

双葉病院の入院患者およびドーヴィル双葉の入所者らの避難経路



出所：福島原発告訴団・福島原発汚染事訴訟団が国会事故調査報告書記載の避難経路をもとに
作成

65 第3章 ◆ 原発の安全確保について―原発の負う義務と
原発事故の被害についての主張と証の信み直ね

ました。

3号機が爆発したこともあり福島第一原発に近い海岸沿いの道路を通るトロッピングuez、福島市へ出て高速道路を使って高校へ向かい、午後八時頃に高校へ到着しました。約九時間三〇分、100キロ以上にわたる避難でした。

患者らは、寝たきりで、三〇分ほどの短時間の移動想定で点滴を外されてバスに乗せられていましたが、結局一〇時間もの間、食べたり飲んだりできず、排せつのケアも受けられませんでした。バス車内で三人が死亡し、高校に到着した日の翌日に一人が死亡しました。

病院に残った職員は、患者らのケアを続けていました。職員が仮眠をしていたところ、急に警察官にたたき起されました、車に乗せられ、駐付近まで避難をされました。警察が、自衛隊が荷台のようなものを置いて急にしなくなつたときに気付いての緊急の避難でした。

三月一五日の午前一時半ころに自衛隊が双葉病院へ向けて出発し、午前九時頃に救助活動を開始しました。第三陣避難です。

自衛官の供述調書によると、救助作業中に「線量計（線量が1μSv上がるごとに音が鳴る）の音が鳴る間隔がどんどん短くなり、放射線の塊が近づいてくるような感覚」、「應行していた若い医官が『もうだめだ。逃げろ』などと叫び始めた」という衝撃的な状況が明らかになりました。

結局、四〇名ほどを救出したところで線量が限界に近づき、救助活動を中断せざるを得なくなりました。

しました。

三月一五日に救助活動が再開され、午前一時半には七名が救助されました（第四陣避難）。作業に当たった自衛官の調書によれば、部下に指示して病院内を確認したところ、ほかに患者がいないとの報告だったので、スクリーニングを受けるため一本松市に向かいました。しかし、その後別棟に三五人の患者が残されていることがわかり、再び病院に戻り、一五日の深夜までかつて残りの三五名の救助が行われました（第五陣避難）。

避難と救助が困難となつた原因是、いずれも原発事故で放出された放射性物質にあります。原発事故さえなければ病院で家族に囲まれながら静かな最期を迎えた患者らが、放射性物質によって救助や避難が妨げられ、命を奪われてしまつたのです。

② 諸戸の浜の悲劇——被曝を避けるために中止された救助活動

福島県相馬郡浪江町にある諸戸の浜（福島第一原発の北側、直線で約七キロ）の沿岸地域には二〇一年三月一一日の一五時三〇分過ぎに、巨大な津波が押し寄せました。

沿岸地域は壊滅的被害を受け、これまでの漁村や一面に広がっていた田畠の風景が一変し、ほとんど何もない、がれきが散乱する風景へと変わってしまいました。

その日のうちに、津波が押し寄せた翌朝に津波被害者の救助活動をするべきだ、決議していました。救助活動の事前準備のために浜を回った消防団員は、多くの津波被害者の助けを呼ぶ声を聴いていま

◎著者

河合 弘之（東電株主代表訴訟弁護団・团长）

海渡 雄一（東電株主代表訴訟弁護団）

木村 結（東電株主代表訴訟原告訴団・代表）

◎翻訳者

只野 靖（東電株主代表訴訟弁護団）

甫守 一樹（東電株主代表訴訟弁護団）

大河 陽子（東電株主代表訴訟弁護団）

北村 賢二郎（東電株主代表訴訟弁護団）

東電役員に 13兆円の 支払いを命ぜ! —東電株主代表訴訟判決

2022年10月25日 初版第1刷発行

編著者——河合弘之・海渡雄一・
木村結

発行者——木内洋介
発行所——株式会社旬報社

Tel 062-0041

京都府京都市伏見区早稲田鶴巻町544
電話 03-5579-8973
FAX 03-5579-8975
<https://www.juposha.com/>

装丁・DTP aTELia
印刷・製本 中央精版印刷株式会社
ISBN978-4-86513776-9

本書の無断転載・複写・板製を禁じます。

ご協力のお願い

カンパのお願い

東電株主代表訴訟では、みなさまにカンパをお願いしています。
裁判には、多額の費用が掛かります。みなさまからのカンパは、
書面の印刷代、書面提出の郵送料、情報公開請求費用などとし
て、活用いたします。みなさまのご支援をお願いいたします。

郵便振替口座

郵便局口座：00140-3-633169「東電株主代表訴訟」

銀行口座

城南信用金庫 新橋支店（普通）480782「東電株主代表訴訟」

三菱UFJ銀行 多摩センター支店（普通）0229479「東電株主代表訴訟」
ゆうちょ銀行 019（ゼロイチキユウ）店（当座）0633169「東電株主代表訴
訟」（トクデンカンブンシタヒヨウソショウ）

傍聴のお願い

口頭弁論期日の傍聴をお願いいたします。多くの方に傍聴に来て
いただき、この訴訟の社会的関心の高さを示すとともに、未だ福
島第一原発「事件」の被害は続いていることを裁判所に対しても
アピールできればと思います。周りの方にもお説明のうえ、ぜひご
参加ください。

東電株主代表訴訟ウェブサイト
<https://tepcodaihyosho.jimdosite.com>

